



新津東部コミュニティ協議会って どんなところか知っていますか？



どうして地域コミュニティ協議会ができたの？

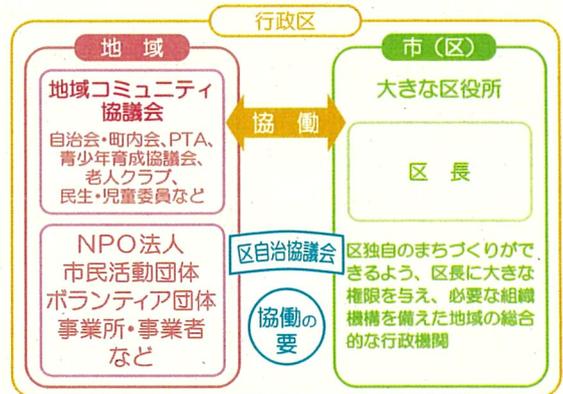
地域コミュニティ協議会（コミ協）は、新潟市が合併し、政令市になる時に、「分権型政令市」を担う組織として、小学校区または中学校区を基本として、自治会・町内会を中心にさまざまな団体等で構成され、市民と市が協働して地域のまちづくりや、その他の諸課題に取り組み、市民自治の推進を図るために新潟市全域で、市の要請で設立されたものです。

秋葉区では、荻川コミ協、満日コミ協、小合コミ協、阿賀浦コミ協、新津西部コミ協、新津中央コミ協、新津東部コミ協、新関コミ協、金津コミ協、山の手コミ協、小須戸コミ協の11のコミ協が活動しています。

また、市民と市との協働の要である「秋葉区自治協議会」にも、各コミ協から委員が選任され、地域課題について提案や協議が行われています。

新津東部コミ協は、新津第二小学校区の9町内（15自治・町内会）が集まり、平成19年3月11日に設立されました。

■新潟市が目指す分権型政令市のイメージ



*参考：新潟市ホームページ

新津東部コミ協の活動目標について

●新津東部コミ協地域の特徴

- ・新津川沿いに東西に広く・長い地域。
- ・歴史的・文化的にも関係が少なかった地域。
- ・地域の人のほとんどは、二小の卒業生、子どもや孫も二小に通っている。
- ・新津川には、良い面も悪い面も含めて、思い入れの強い地域。（景観、水害等）

●東部コミ協の活動目標

人がつながり
共に支え合う
やさしい
まちづくり

●これまでの活動の成果・実績

東部コミ協は、当初から「人がつながり 共に支え合う やさしいまちづくり」を活動目標としていましたが、地勢的・歴史的・文化的関係が少ない地域なので、各種のイベント等を通じ、世代・地域を超えた交流を促すことで、「顔の見える関係づくり」のきっかけを作ること重点に活動してきました。

設立から16年目を迎え、二小との協働関係、福祉活動を担う組織の結成等を通じ、何とか地域内に「顔の見える関係づくり」の基盤が出来たのではないかと考えています。

●これからの東部コミ協の取り組み

人がつながり
共に支え合う
やさしい
まちづくり

安心・安全な
地域づくり

●誰もが安心して暮らせる地域づくり

東部コミ協の福祉委員会を中心に高齢者や障害を持つ人々に対する仕組みづくりの検討を行っていきます。

●地域で子どもを育てる活動の継続

二小との協働関係を基盤として、地域で、子どもを育てる活動を継続していきます。二小の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）にも積極的に参画していきます。

●地域の防災対策の検討

自主防災連絡会を中心に、地域内の防災対策を検討するとともに、東部コミ協の避難所である二小の「避難所運営委員会」を設立し、具体的な検討を進めていきます。

自助

住民1人1人の
取り組み

共助

みんなで支え合い
ながら取り組み
会社・サークル、自治・町内会、
新津東部コミュニティ協議会、
学校運営協議会等

公助

行政の支援
秋葉区、新潟市、
新潟県、日本

「誰もが安心して暮らせる地域づくり」「地域で子どもを育てる活動の継続」「地域の防災対策の検討」を実現するためには、「自助」「共助」「公助」の有機的な連携が不可欠とされます。東部コミ協は、この「共助」の一翼を担う組織となれればと願っております。

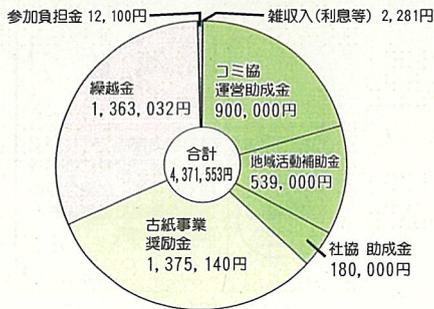
新津東部コミ協の運営状況について

収入について

コミ協は、市の要請で設立され、地域づくりに関わる活動を行うことから、新潟市からの運営助成金、活動補助金、古紙集団資源回収モデル事業奨励金、各種助成金、参加負担金、各町内や世帯からの会費、繰越金等で運営されています。

東部コミ協は、これまで、各町内、各世帯からの会費を頂くことなく、運営を行って来ました。

■東部コミ協 令和3年度の主な収入項目・金額



支出について

収入の運営助成金・補助金については、使用用途に基準があり、そのルールに基づいて、支出を行っています。

具体的には、コミ協運営助成金は、事務経費、広報発行等に支出が限られています。

また地域活動補助金は、地域内で行う活動で、市の許可を得た事業について、1事業上限20万円までの補助金支給となっています。

令和3年度の支出合計は、約280万円となっており、そのうち、約150万円が、新潟市、社協からの助成金・補助金となっており、約130万円が、古紙事業奨励金となっており、

この古紙事業奨励金には、支出用途の基準がなく、各種支出に充当しています。

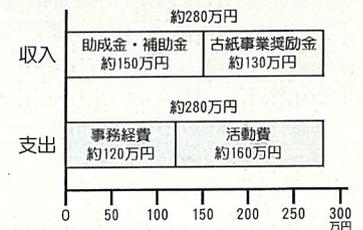
繰越金は例年、130～140万円、最近ではコロナ等の影響で中止となる事業もあり、150～160万円となった年もありました。

収支バランスについて

令和3年度の支出（事務経費120万、活動費160万 合計約280万円）に対して、収入は、助成金・補助金が、約150万円、古紙事業奨励金が、約130万円とほぼ、半額近くを古紙事業奨励金を充当してきました。

この古紙事業奨励金を活用することで他コミ協と異なり、東部コミ協は、各町内・世帯からの会費を頂かなくとも、活動を続けてまいりました。

■東部コミ協 令和3年度収支



古紙集団資源回収モデル事業奨励金について：新潟市の方針

古紙集団資源回収モデル事業奨励金は、秋葉区内のコミ協を対象として、古紙集団資源回収をコミ協が一体的に行うことを前提に、各地域で出された古紙資源回収金を奨励金としてコミ協に支給する制度で、東部コミ協では多い時で約150～160万、少ない時でも130～140万円程度が支給されてきました。

しかし、古紙の単価が低下したこと、この奨励金制度が、秋葉区だけのものであり、全市的な公平性という観点からも、新潟市はこの古紙集団資源回収モデル事業奨励金を徐々に縮小し、令和6年度には廃止するという方針を決定しました。

秋葉区コミュニティ連絡協議会は、新潟市に対して、この奨励金の廃止に伴う、代替りの補助策等を要望していますが、現時点では、厳しい状況となっております。

今回の新潟市の方針に従って、奨励金の推移を、東部コミ協で試算すると、令和4年度で130万円、令和5年度で105万円、令和6年度で24万円の支給額となり、令和7年度で0円となることが見込まれます。

令和5年度は、何とか事業計画の見直しを行うとともに、繰越金等を充当することで、運営を行うことは可能と思われませんが、令和6年度からは、打開的な措置を行うことが不可欠となります。

今後の東部コミ協の方針について：常任委員会の決議内容

上記の古紙集団資源回収モデル事業奨励金制度の廃止に伴う、収入減少に対する対応策を東部コミ協の常任委員会（各自治・町内会長及び東部コミ協役員で構成）において、協議・検討が行われ、これまでの事業計画、支出額等を見直すとともに、東部コミ協のこれまでの取り組みや今後の活動方針等を広く、地域住民の皆様方にPRすることを前提として、収入について、これまで徴収して来なかった、世帯からの会費を令和6年度から徴収する議案を令和5年度の代議員会に上程し、審議することが決定されました。

●令和5年度 代議員会への上程議案

- ・会費徴収の開始年度は令和6年度。
- ・会費の額は、1世帯年額400円。
- ・会費の徴収方法は、各町内会に委ねる。

代議員会で議案が可決された場合に、会費をお願いすることになります。

●新津東部コミュニティ協議会だより 特別号2●

- 発行者：新津東部コミュニティ協議会
- 発行日：令和5年3月1日
- 発行人：斎藤 龍秋
- 事務局：新潟市秋葉区新津東町1丁目5番12号 新津地区勤労青少年ホーム内 TEL・FAX 0250-23-0780
- 編集：新津東部コミュニティ協議会 総務部
- 印刷：(株)トーヨービジネス